

「みなと塩竈海保カレー」の共通ルールについて

みなと塩竈海保カレープロジェクト委員会

【商標について】

1. “みなと塩竈海保カレー”の名称は、商標登録されています。
2. 商標管理者（権利者）は塩釜商工会議所です。
3. “みなと塩竈海保カレー”の名称を使用するためには、みなと塩竈海保カレープロジェクト委員会に「商標使用申請書（注1）」を提出し、委員会の認定を受けなければなりません。
（注1）これに付随して「認定申請書」も提出していただきます。認定申請は1メニュー・1商品ごとです。新商品を販売する際は、その都度認定申請をしてください。
4. 認定後は、塩釜商工会議所への入会が必要です。
5. 認定後、塩竈市内の飲食店事業者は委員会が設置する「事業者の会」への入会が必要となります。
6. “みなと塩竈海保カレー”の名称使用にあたって、「商標使用等に関する規約」を守ってください。
7. 商標の使用料は、1事業所あたり年12,000円（税抜）です（入会時、月割あり。使用料は月1,000円（税抜））。その後、毎年4月に年間使用料を一括徴収します（年度途中の退会ならびに休止については返金いたしません）。
8. 認定された事業者が、その営業を休止する場合（レシピどおりに調理した“みなと塩竈海保カレー”の提供のみを休止する場合、また、“みなと塩竈海保カレー”の二次加工品の製造・販売のみを休止する場合も含む）は、委員会へ「休止届」の提出が必要です（注2）。
（注2）年度途中の休止は、商標使用料を返金いたしません。休止期間中に新年度を迎えた場合、その年度は商標使用料を一括徴収せず、提供を再開した時点から起算し、月割りで商標使用料を徴収します。

【事業者の会について】

1. 「事業者の会」は、塩竈市内で“みなと塩竈海保カレー”のブランドを確立することを目的として委員会が設置するものです。委員会の認定を受けた塩竈市内の飲食店事業者と塩竈市内の二次加工品取扱事業者が入会します。
2. 塩竈市外の飲食店事業者と塩竈市外の二次加工品取扱事業者は、「事業者の会」への入会はできません。また、委員会の認定を受けていても販売促進品として制作するマップには載りません（注3）。
（注3）塩釜商工会議所ホームページの海保カレーページには、認定店として掲載されます。

【認定証の発行について】

1. 委員会の認定を受けた塩竈市内の飲食店事業者と塩竈市外の飲食店事業者には、認定証が発行されます。

【販売促進品について】

1. 商標使用認定後は、販売促進品負担金として10,000円（税込）を徴収します。その後、販売促進品として、認定証、カード、店名と日付のスタンプ、のぼり、ポール等を交付します。
2. 追加の販売促進品が必要となる方は、実費とします。

【販売について】

1. 商標使用申請の希望者に、「みなと塩竈海保カレー」のレシピをお渡しします。
2. レシピを第三者へ譲渡しないでください。外注先にレシピを提供する場合は、事務局へ届け出てください。
3. 「みなと塩竈海保カレー」の調理法を忠実に守ってください。
4. 商品名に、「みなと塩竈海保カレー」や巡視船の名称を必ず入れてください。
5. トッピング並びに付け合せは自由です。ただし、ルーの味が変わるようなものは禁止します。
6. 「みなと塩竈海保カレー」を召し上がったお客様には、販促物品のカードを渡してください。
7. 「みなと塩竈海保カレー」は、不測の事態が生じた場合を除き、原則、事業者が営む店舗（キッチンカー含む）にて日常的かつ継続的に提供してください。

【二次加工品の開発について】

1. 開発にあたっては、原則「みなと塩竈海保カレー」の調理法を忠実に守り作成したルーを基本としてください。
2. 「みなと塩竈海保カレー」の商標を使用した商品を製造する際には、商品のパッケージ、商品の成分分析表、一括表示を申請時添付してください。また、審査会時、試食をいたしますので、サンプル品も提出してください。
3. 包材に、「みなと塩竈海保カレー」や巡視船の名称など、「みなと塩竈海保カレー」をPRする文言を必ず入れてください。また、パッケージデザインとして「みなと塩竈海保カレー」のロゴを必ず使用してください。委員会で審査し、認められた包材を使用可とします。

【PRについて】

1. 会議所ニュースや市民版会議所ニュースで、「みなと塩竈海保カレー」の事業を紹介していきます。

【クレームについて】

1. クレームが事務局に寄せられた場合は、クレーム内容をそのままお伝えします。
2. クレームの内容が、本事業の目的・趣旨に明らかに反している場合、当委員会から必要な措置を行います。

★ご不明点等ございましたら、下記までご連絡ください。

《事務局》 塩釜商工会議所 みなと塩竈海保カレー担当
TEL : 022-367-5111 / FAX : 022-367-5115

<参考>

	所属		諸費用	
	会議所入 会	事業者の 会	商標使用料(年間)	販促品代(初回)
		入会	¥12,000(税抜)	¥10,000(税込)
市内飲食店	○	○	○	○
市外飲食店	○	—	○	○
市内二次加工品事業者	○	○	○	○
市外二次加工品事業者	○	—	○	○